

◆町有財産の状況（3月末現在）

土	地	1,549,853.08 m ²
建	物	212,109.24 m ²
山	林	6,802,005 m ²
有価証券・出資による権利		52億2,910万1,875円
基 金	財政調整基金	42億9,308万8,629円
	減債基金	6億304万9,969円
	県収入証紙購入基金	300万円
	奨学資金貸付基金	4,295万8,752円
	福祉振興基金	2億8,079万6,343円
	国民健康保険基金	5,077万6,273円
	介護給付費準備基金	5,723万2,211円
	ふるさと創生基金	4億5,987万3,320円
	ちびっ子医療費助成事業基金	473万7,428円
	福祉医療費一部負担金事業基金	275万9,891円
	観光振興事業助成基金	2,100万2,664円
	土地開発基金（現金）	1億1,035万4,675円
	土地開発基金（土地）	1億6,034万9,409円
	中山間ふるさと水と土保全基金	3,113万672円
	ふるさと応援基金	849万9,664円
	C A T V加入促進事業基金	3,476万5,357円
	外国語活動推進事業基金	4,394万5,966円
基金合計		62億832万1,223円

◆町債残高の状況（会計別3月末）

一 般 会 計	189億4,569万円
特 別 会 計	152億5,398万5千円
介護保険事業	691万8千円
簡易水道会計	26億1,910万3千円
下水道会計	19億645万2千円
農業集落排水会計	19億192万6千円
漁業集落排水会計	1億4,692万2千円
渡船事業会計	38万9千円
公営企業局会計（病院事業）	86億7,227万5千円
合 計	341億9,967万5千円

◆一時借入金の状況

3月末現在高	10億円
--------	------

野焼きはやめましょう

ごみや草などをそのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりする野焼きや、ドラム缶等の簡易な構造の焼却炉の使用は原則禁止されています。ごみは、法律で定められた構造の焼却炉で焼却しなければなりません。

野焼きは、周辺地域の生活環境に与える影響や廃棄物の不適正な処理を防止するため、例外を除いて罰則の対象となっています。（5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金か併科）
生活環境の保全と近隣に住む方々へ迷惑をかけないためにも、皆様のご協力をお願いします。

《罰則対象の例外となる廃棄物の焼却》

- ①地震、風水害、凍霜害その他の災害の予防や応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ②風俗習慣上または宗教上の行事を行うためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ③農業、林業または漁業を営むためやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ただし、野焼き禁止の例外規定とされた行為であったとしても生活環境上支障（ビニールやプラスチック類等の焼却）がある場合は、改善命令や行政処分および行政指導の対象となります。

◆問い合わせ

生活衛生課 環境衛生班 ☎0820(79)1012